

## 残余麻薬譲渡届（法第 36 条）

### 1 内容

麻薬診療施設に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から 50 日以内に限り、地方厚生局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者または麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

譲渡した日から 15 日以内に、「残余麻薬譲渡届」を提出してください。

### 2 提出書類、部数

残余麻薬譲渡届 2部

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

### 3 手数料

なし

### 4 提出期限

残余麻薬の譲渡から 15 日以内

法 36 条の規定に基づき地方厚生局長の許可を受けることなく譲渡可能なのは、麻薬診療施設で無くなった日から 50 日以内です。

### 5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

### 6 その他